

文書館 だより

デジタル版

Archives News for Digital

Vol.44

徳島県立文書館

Tokushima Prefectural Archives



目次

巻頭コラム	何が変わる？「徳島県の公文書管理に関する条例」での史料利用 (金原祐樹)	1
学校の古写真この一枚	〈1〉徳女のハイカラさん (岩崎麻美)	2
	〈2〉裁縫科から家庭科へ (小松直子)	3
	〈3〉わらで編んだ「おいかばん」 (笹田加代子)	4
	〈4〉名西高等女学校の「愛国子女団」 (中川由可里)	5
企画展「地券と土地台帳」より	〈1〉地租改正と地券の変遷 (関麻希)	6
	〈2〉弥十郎騒動が語りかけるもの (板東英雄・山口幸歩)	9
	〈3〉地租改正の史料から1 (湯藤由紀子)	14
	〈4〉地租改正の史料から2 (金原祐樹)	18
今後の展示・行事案内と文書館の利用案内	20

地租改正図面「名西郡高原村地籍第3号 字東高原図ノ二」

この地籍図は、名西郡高原村字東高原の区域を二つに分けて作成されたうちの一つである。

約1.43m×1.08mの大きな紙を用いて、道路は赤色で鮮やかに描かれ、一筆一筆の土地は「宅地」「畑」「墓地」「社地」(神社所有地)「原野」などその用途によって色分けされ、地番が付されている。
(明治初期、上田家文書より)

■巻頭コラム

何が変わる？「徳島県の公文書管理に関する条例」での史料利用

金原祐樹

令和5（2023）年3月14日、「徳島県の公文書管理に関する条例」が公布されました。この条例により、県の公文書が作成されてから保存・廃棄に至る迄、ひとつの令規により文書のライフサイクルを意識しながら一貫した管理を受けることになりました。このことによって、公文書管理全体がスムーズに働くこととなり、より幅広い歴史公文書等の利用が可能になるはずです。ここでは、利用者の皆さんが、文書館資料を利用する際に、この条例によって何が変わるのかを示すことができればと思います。

①公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える県民の知的資源として、県民が主体的に利用できるものと規定されました。（県の活動及び収集した情報の集積物である公文書を県民が利用できるものとしています。）これにより、公文書等の一般利用が法制化されました。

②文書館へ移管された公文書は、移管年度中に簿冊名の目録が公開されることになり、現用文書の情報公開による利用から文書館での特定歴史公文書等の利用まで、ほぼ切れ目のない公文書の利用が可能となります。

③文書館において公開審査が済んでいない公文書等の利用は、利用者による利用申請後、審査作業等を経て30日以内に利用の可否が伝えられます。（公開審査前の特定歴史公文書等について利用申請が可能となりました。）

④もし、利用が否と伝えられた場合は、一定期間の中で不服審査を申し立てることができます。（不服審査の制度が整えられています。）

⑤公開審査が一度済んで利用が認められた公文書等の利用は、閲覧表の提出によりこれまでの通り即時閲覧利用が可能になります。

⑥利用には、事前に閲覧による利用か複写物による利用かを選択できます。（複写物での利用の場合、量が多い場合、一定の複写物作成期間をいただくことがあります。）

⑦今後多くの公文書がデジタルで作成されるため、検索が容易で複写物が作成しやすいデジタルデータでの利用が可能になります（システム完成は令和7年度の予定）。

文書館では、公文書等の利用幅が広がること、元々デジタルで作られた県の公文書が広がることに対応するため、これまで収集してきたデジタル画像データの公開を含め、対応した新しい文書館システムについて、令和7年度リリースを目標に整備を進めていこうとしています。そのためには、検索性向上のための目録記述の統一や、その文書が実際に作られ利用された本物（改ざん等がされていないこと）であること、またその複製物であることの証明等が課題となっています。

しかし、ここで変わらなければ、デジタル化された公文書を残して県民の皆さんが未来の知的財産として利用していただくことは叶わなくなります。デジタル化の優位点を生かして、いかに広く利用されるシステムを作るのか。文書館の正念場といえるでしょう。

■学校の古写真この1枚 <1>

徳女のハイカラさん

岩崎麻美

「どう？私たちの服装、似合ってる？」これは今から百年程前に立木写真館で撮られた写真。写真の情報欄には「大正8年の徳島高女生徒。体操授業の時は、袴^{はかま}の裾^{すそ}を絞って短くした。」「ベルトのバックルは徳女の校章」とある。徳島県立高等女学校（徳島市）は、当時県下で唯一の高等女学校。現在の県立城東高等学校の前身だ。

大正8（1919）年の生徒訓育方針をみると、「本校生徒は他日、良妻賢母として一家の主婦となるべきものなれば、特にこの点に注意し、貞淑温良なる徳操^{かんよう}の涵養・誠実・勤労・節約・自治的良風の馴^{じゅん}致^ちに力を尽くし…」とある。ベルトにある校章も松柏^{しょうはく}の毅然^{きぜん}たる節操をかたどったものだ。彼女たちは、国家主義を背景に封建的な家制度を守るため、妻として母としての女性の役割や責務を重要視した教育を受けていたのだ。

ところで、なぜこのような袴姿が普及したのだろうか。そもそも、明治初期には一般に袴は男だけの物で、女子が袴を着用すること自体、女らしくない等と世論に受け入れられにくかった。ところが明治32（1899）年、東京帝国大学（現東京大学）医学部教授のベルツが健康上から見た女性の和服の弊害を指摘した演説をきっかけに、袴着用が全国の高等女学校に広がったといわれている。徳島県立高等女学校においても、明治36（1903）年に袴が採用されて、明治44（1911）年には、体操時活動しやすいようにと櫻井式くくり袴が用いられるようになったそう。校服が洋装に変わったのは、大正11（1922）年になってからである。ちょうど時代は、平塚らいてう・市川房枝らが、女性の地位向上をめざし活動を始めた時期と重なる。

『徳島市史』によると、「女学生たちの古代紫の袴に黒靴姿は、当時の女子のあこがれの的であった」とある。三人のハイカラさんは、高等女学校に学ぶという特権的な少女時代を十分に謳歌^{おうか}していたのだろうか。女学校の訓育方針どおり、良き妻、賢きお母さんになられたのか。それにしても、なぜ通常の袴姿でなく、運動時の服装で写真を撮ろうと思われたのか。ご存命ならば、是非伺ってみたい。



徳女のハイカラさん（S200000385）

■学校の古写真この1枚 <2>

裁縫科から家庭科へ

小松直子

縫い物をする子、玉止めを作る子、戦後の家庭科の授業風景であろうか。美馬郡つるぎ町貞光にあった平野小学校での一枚である。



『平野小学校 裁縫』昭和30年代 (S200006394)

“家庭”は戦後に創設された教科のひとつだ。だが、家庭科の代表格であるお裁縫の教えは江戸時代の寺子屋までさかのぼることができる。文部省発行の『学制百年史』によると、裁縫は女子のたしなみとして基本的に

家庭内で教えられていたものではあるが、寺子屋においても数少ない女子就学者に対して、日常的教養の一つとして教えられたとされている。

明治4（1871）年の文部省の設置、翌年の学制発布と、明治期に教育制度の近代化が始まる。明治14（1881）年公布の『小学校教則綱領』で、小学校は初等科3年・中等科3年・高等科2年の三段階編成が基準とされ、それぞれの教科目と教授内容が規定された。その中等科の履修科目に、女兒に限り裁縫の科目が設けられた。まだ女子教育への理解が進んでいないこの頃、実用に役立つ裁縫科があれば就学させるという家庭もあり、女子就学率引き上げの策でもあったようだ。

戦時下の昭和16（1941）年に公布された国民学校令でも、芸能科のひとつとして女子にのみ裁縫の科目が設けられた。文部省発行の教科書『初等科裁縫 上 教師用』を見ると、教師への指導上の注意の中に、「更に進んでは国防産業の方面に寄与貢献する精神を養うことが大切」「皇国女子の基礎的錬成を期し、裁縫に習熟せしめ、衣類に関する常識を養い、婦徳の涵養に資するを以て目的とする」とある。家庭における女子のたしなみであったお裁縫が、少ない物資の活用を可能にする、お国に尽くすための技術であり能力となっていく様子が見られる。



『初等科裁縫 上 教師用』（173 04496）

戦後、裁縫科は新たに家庭科として形を変え、小学5・6年生から男女ともに学ぶ必須科目となる。GHQ 指導の下で試案された『昭和二十二年度学習指導要綱家庭科編』のはじめのことばには、女子のみに与えられていた裁縫という科目に代わったこの家庭科は、今までとはまったく違ったものであり、社会の基礎単位である家庭生活の重要性を基礎にしていることをよく注意すべき、とある。

このように、生活に密着したこの履修科目は時代と共に名称も背景も変わってきている。しかし、この写真から伝わる真剣な表情で針に糸を通す子供たちのまっすぐな姿は、きっと今も昔も変わらない。

■学校の古写真この1枚 <3>

わらで編んだ「おいかばん」

笹田加代子

美馬郡半田町白石（現・つるぎ町半田白石）の標高530mの山間部に位置する白石小学校。平成5（1993）年に八千代小学校と統合され、さらにその八千代小学校も平成28（2016）年には半田小学校と統合されている。この写真が撮影された昭和初期はまだ集落の人口も多く、高等科教室の設置や、広い敷地への移転なども行われたと、『半田町誌』には記載されている。校舎移転も3回繰り返されており、時期的に見て2回目の移転場所、新田神社（東三所神社）跡地に校舎が建てられていた頃である。



白石小学校 藁で編んだ「おいかばん」 昭和初期（S200004177）

昭和9（1934）年に卒業記念として、石造りの校門が建てられたと記録にあるが、カメラの角度が違うのか、昭和9年以前に撮影されたものなのだろうか、いくら目を凝らしても残念ながら校門らしきものは確認できない。時代背景は、世界恐慌のあおりを受け、商売の廃業、銀行の破綻など、一山間農村にもその影響が及んでおり、国家は軍部の大陸政策やクーデターなど、どんどん軍国主義の深みに嵌りはじめた時期である。

写真に写る子供たちの、足に履いた草履と藁のおいかばんには、決して裕福ではない日々の暮らしが垣間見える。しかし、藁製のかばんに込められた、父母や祖父母たちのわが子や孫への愛情。真新しい藁製のかばんを受け取った時の子供たちの、喜びに胸躍る気持ち。そんな温かい気持ちが伝わる一枚でもある。きっと子供たちは学校の行き帰り、お揃いの藁製かばんを背負って、友達との会話を楽しみながら、笑顔で山間の道を歩いたのではないだろうか。

■学校の古写真この1枚 <4>

名西高等女学校の「愛国子女団」

中川由可里

日中戦争が開始された昭和 12 (1937) 年、名西郡石井町にある徳島県立名西女学校内に「愛国子女団」が結成された。同校の校友会誌『藤花』第 11 号には結成の意義について、「現下の重大なる非常時局に際会し、(中略) 全校生徒職員一致協力して、婦人報国運動に参加し、以て女性報国精神の涵養体得を期せんとするものである」と記されている。具体的な活動内容として、千人針の奉仕・慰問品の献納・神社への武運長久祈願・軍人の歓送迎・消防手帳の製



名西高等女学校 愛国子女団の活躍

成・国防婦人会のマーク作成・もちつき・時局講演会とニュース映画会の開催・軍隊見学と傷病兵訪問が挙げられており、戦時下の地域のために多くの活動を担っていたことがわかる。

同誌には「千人針」の奉仕について詳細な記録が掲載されている。「千人針」とは、一枚の布に千人の女性が赤糸で一針ずつ刺して縫い玉を作り、武運と無事を祈って出征兵に送ったもの。「武運長久」の文字や勇ましい絵柄などを縫い玉で表現した。愛国子女団では、生徒から募集し、一等に当選した和歌「千人の結びし糸のまごころは楯となりてぞ君を守らむ」の文字を縫い付けたようだ。同誌には「これはきっと固い固い盾となって、我が忠勇なる皇軍の将士様をお守りすることでせう」との女学生の思いも掲載している。

また愛国子女団の活動のひとつである「軍人歓送迎」では、出征する軍人や帰還した傷病兵などを乗せた列車が通過する際、学校の最寄りである石井駅に出向くことになっていた。当館収蔵資料に、名西高等女学校の生徒が駅ではなく線路に沿って並び、国旗を振って見送る様子を撮影した写真がある。まさに軍人歓送迎の様子である。同誌によれば、必ず同校職員生徒全員が務め、日に数回に及ぶこともあり、また休日、祭日や夏期・冬期の長期休暇中は、駅周辺に在住する



名西高等女学校 出征兵士の見送り

者が招集されたとある。お国のためといえ、大切な父や兄、密かに想いを寄せる男性を戦地に送り出す愛国子女団の気持ちは切なさでいっぱいだったのではないだろうか。

■第66回企画展「地券と土地台帳－地租改正150年－」より〈1〉

地租改正と地券の変遷

関 麻希

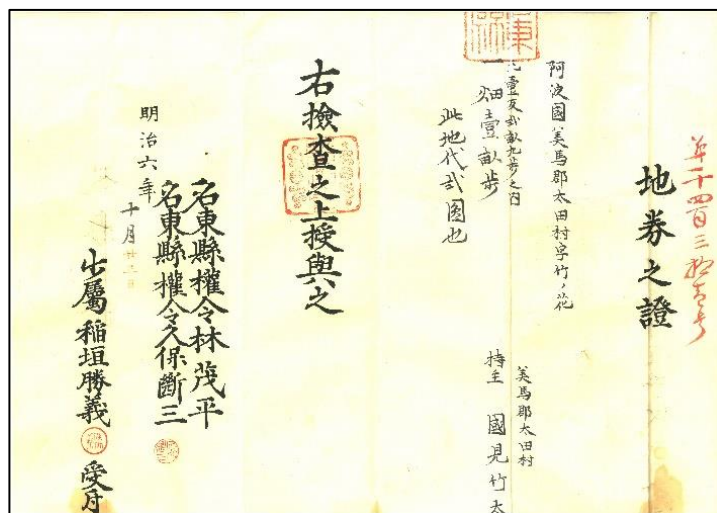
社会科の教科書でもおなじみの明治時代の地券について、その実物をご覧になったことはあるだろうか。今から150年前の明治6（1873）年に地租改正条例が発布され、各府県庁は土地の所有者に地券を交付するとともに、地券台帳を作成し、一村ごとの反別地価合計を調

	全国	徳島県
慶応4年(1868) 8月	当分の間、地租は旧来のままとすべき旨を布告	
明治4年(1871) 5月	田畑地租の石代金納を許可	
7月	廃藩置県を実施	徳島県を設置
11月		名東県に改称
5年(1872) 1月	地券発行費として地券証印税を徴収	
2月	田畑の永代売買を解禁 地券渡方規則に基づき売買・譲渡された土地に地券を発行	
4月		「地券渡方規則」に基づき「書入質入地規則」制定
7月	一般の土地にも地券(壬申地券)を発行 期限は10月までとする	県下の地所所有者に地券発行を通達
8月	学制頒布 地券用紙は、当分の間は適宜とする 「地券之証」印を府県に1個ずつ交付	
11月		地所の質入・書入証文の書換えを命じる
6年(1873) 1月	徴兵令布告 「地所質入書入規則」公布	村々に地引絵図作成を命じる
2月		「地所質入書入規則」県下に公布
6月	石高の旧称を廃止	弥十郎騒動が起こる
7月	地租改正条例その他の法令から構成される地租改正法を制定	田畑の石高の称を廃し、反別とすることを布達 逃走した弥十郎らが拘束(10月に処分)
9月		地租改正実施を布達
8年(1875) 2月		田畑の書入・質入証文の期限内書換えを命じる
3月	地租改正事務局を設置	地籍編纂事業調査のため内務省官員派遣の通達
7月	地租改正条例細目を公布	「地租改正ニ付人民心得書」などを公布
11月	改正地券の様式を統一し地券用紙は地租改正事務局から送付されるものを使用	県内の地租改正作業が本格化
9年(1876) 8月		名東県を廃止し、旧阿波国は高知県の管轄下に
10年(1877) 1月	地租改正反対一揆などを受けて、地租を3%から2.5%に引き下げる	
11年(1878) 4月		地租改正惣代規程の制定
10月	地券の書換に代わり、地券の裏書が可能になる	
12年(1879) 2月	地所の売買や譲与の際に、管轄庁において地券の裏面へ確認の証を記すことを規定	
11月		市街地、耕地・宅地・塩田などの地租改正作業完了
13年(1880) 3月		徳島県の再設置
14年(1881) 6月	地租改正作業がほぼ完了したため、地租改正事務局を閉鎖	
9月		山林・原野・雑地など作業完了により、県内の地租改正作業がほぼ完了
17年(1884) 3月	地租条例を公布	
12月	土地に関する諸帳簿様式を制定(戸長役場に土地台帳を設置)	
22年(1889) 3月	地券を廃止し、土地台帳規則を制定 地租については土地台帳に登録している地価により、台帳の記名者から徴収することを規定	

査して大蔵省租税寮へ申告した。

前掲の年表は、土地制度の改革である地租改正事業に関わる政府の動きと、徳島県における地租改正事業と行政区域の変遷、弥十郎騒動に関わることがらをそれぞれまとめたものである。明治新政府は、江戸時代の封建的な土地所有権制限を解除することを通じて、より自由な私的所有権を認めた。それと同時に、収穫に応じた物納から地価に対する一定率の金納にしたことから、農作物の豊凶によらず安定した財源を確保することが可能となった。

それでは地券発行の変遷についてみていこう。明治5(1872)年に江戸幕府以来の土地の永代売買禁止が解除となり、大蔵省達第25号として「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」全14条が公布され、その後の改正増補を経ながらも地券制度の根本法規となった。地券は江戸時代の検地帳や名寄帳などをもとにして作成され、同年の干支が壬申であったことから壬申地券と呼ばれている。

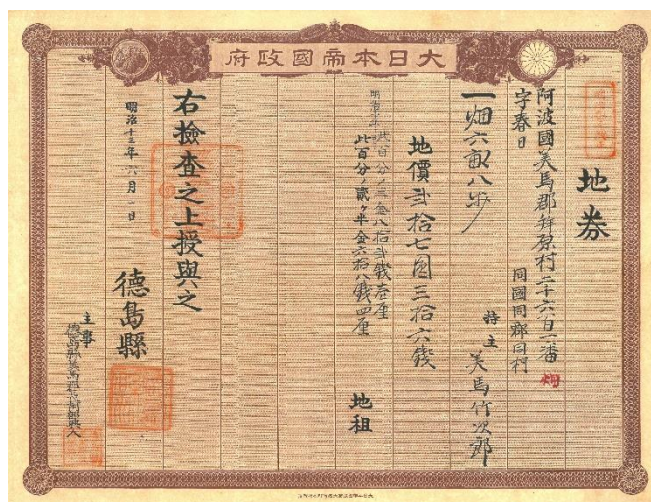


【写真①】地券之証（壬申地券）

【写真①】には、土地の所有者〈國

見竹太〉・所在地〈阿波国（現徳島県）美馬郡太田村（現美馬郡つるぎ町）字竹ノ花〉・地目〈畑〉・面積〈1畝歩〉・地価〈2円〉という情報が記されている。地券の発行者は現在の知事に相当する権令であるが、その所属は名東県である。明治4(1871)年から明治9(1876)年までの間は名東県が旧阿波国と旧淡路国(1873年から1875年までの間は旧讃岐国を含む)を管轄していたため、「徳島県」ではなく「名東県」となっているのだ。壬申地券の特徴の一つに、各府県で地券用紙を準備したために府県ごとに紙幅や和紙の紙質が異なることがある。また、土地の価格である地代の記載はあるが税率と地租額の記載がないことも特徴である。これは郡村地への壬申地券の発行目的が、従来の年貢地に対する新たな課税ではなく、農地が中心となる群村地において土地所有者の確定や土地所有権の保証となっていたからである。

壬申地券の交付作業は当初見込んでいた予定通りには進まなかったため、明治6(1873)年に地租改正条例が出され、全国的な土地調査や地価決定などの地租改正事業が行われることとなった。地租改正条例に基づき交付された地券は改正地券といわれ、壬申地券は順次、改正地券に切り換えられていった。改正地券には、紙幣寮刷版局(のちの大蔵省印刷局)が印刷した洋紙が使用された。【写真②】には、土地の所有者〈美馬竹次郎〉・所在地〈阿波国(現



【写真②】地券（改正地券・茶色）

徳島県)美馬郡拝原村(現美馬市)2601番字春日・地目〈畑〉・面積〈6畝8歩〉・地価〈27円36銭〉・地租〈82銭1厘だったものが明治10年以降は68銭4厘〉という情報が記されている。当初は所有権の移転ごとに地券の書換えを行う書換方式がとられたが、明治12(1879)年からは地券の裏面に所有権者の履歴を記載する裏書方式が採用された。

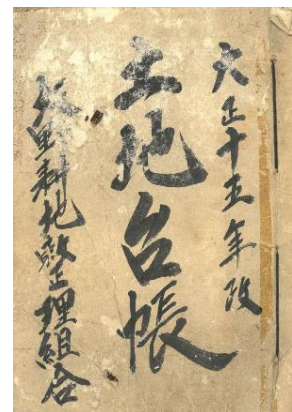
何らかの理由で土地を相続する際、近世の検地帳では手続きは不要であったが、地券では地券の書替手続きが必要であった。「地券渡方規則」第11条には「新規・書替共地券申受候節、証印税として左之通上納可為事」とあり、各府県は地券書替証印税による収入を地租改正の事業費用に充てており、当館にも「地券書換願之事」や「地券御書換奉願証」、「地券書換証印税領収書」などの古文書が多く収蔵されている。一方で、県庁(当時は高知県)における地券書換業務が多忙化したからであろうか、地租改正整理の都合により、地券書換については7月16日から当分の間見合せるので、区長が証認するよとの通達(明治11(1878)年6月26日付甲号達145号)が出されている。その後、明治11年12月31日付で大小区制を廃止し、区長が罷免となったこととともなって、地券書換の業務は区長から高知県権令に戻された。(明治11年12月29日付甲号達300号)

改正地券が発行された当初は茶色の地券用紙であったが、徳島県では明治20(1887)年2月17日の徳島県告示第63号により、地券用紙は青色に改正された。社会科の教科書には青色の地券用紙が掲載される場合が多いため、みなさんになじみのある地券は青色なのではないだろうか。【写真③】には、土地の所有者〈森当左衛門〉・所在地〈阿波国(現徳島県)名東郡上助任村(現徳島市)24番の1字堤内〉・地目〈畑〉・面積〈1反8畝3歩〉・地価〈99円43銭〉・地租〈2円48銭6厘〉という情報が記されている。また、「外」という項目には〈3歩〉〈墓地〉とあり、敷地内にいわゆる屋敷墓があったこと、墓地は課税対象外であったことがわかる。



【写真③】地券(改正地券・青色)

地租改正事業が進行する中で、法定地価と実際の地価との乖離や地目変換の対応、不正確な測量・地図の修正等が必要になったため、これまでの地租改正過程での法令を体系化した地租条例が明治17(1884)年に制定された。また、地租に関する諸帳簿様式が定められ、土地調査の結果は【写真④】のような土地台帳に反映された。そして明治22(1889)年の土地台帳規則の公布により、地租は土地台帳をもとに徴収されることになり、土地所有者の確定や土地所有権の保証についても町村戸長役場の奥書割印帳が担うことになり、地券制度は廃止された。



【写真④】土地台帳の表紙

地券が発行された期間はわずかに18年間であり、土地台帳の登場とともに役目を終えた地券だが、当館は茶色の洋紙の改正地券を中心に多数の地券を所蔵している。

■第66回企画展「地券と土地台帳－地租改正150年－」より〈2〉

弥十郎騒動が語りかけるもの

板東英雄 山口幸歩

明治6（1873）年6月15日から名西郡上山村（現・神山町）で起こった農民騒動のリーダーである高橋弥十郎が、逃亡先の高知県で7月29日に拘束され、その年の10月弥十郎を始め首謀者七名が処罰された。俗に云う弥十郎騒動である。この騒動は、政府の進める地券発行（地租改正）に反対した弥十郎たち村人が新政府の方針に疑義を呈し反旗を翻した暴挙とされるが、その騒動の真意を探ってみたい

【(表1) 弥十郎騒動略年表参照】。

欧米を手本とし近代国家建設を目ざす明治新政府は、様々な新しい政策を打ち出すが、この「御一新」は決して庶民にとって期待した政治ではなかったと思われる。それを証明するかの如く『明治農民騒擾の年次研究』（青木虹二、昭和42（1967）年）によると、明治期には全国で2470件の農民騒擾と201件の都市騒擾が発生している。このうち近代化の根幹をなす地租改正や徴兵令に反対する一揆（騒動）は、明治6年にその多くが勃発している。明治6年6月26日西讃の三野から起こった西讃騒動は、豊田・那珂・多度・阿野・鶴足地区へと瞬く間に拡大し、周辺地域へも影響を与えた大規模な騒動（一揆）であった【(地図1) 西讃騒動の影響】。この騒動に対

(表1) 弥十郎騒動略年表

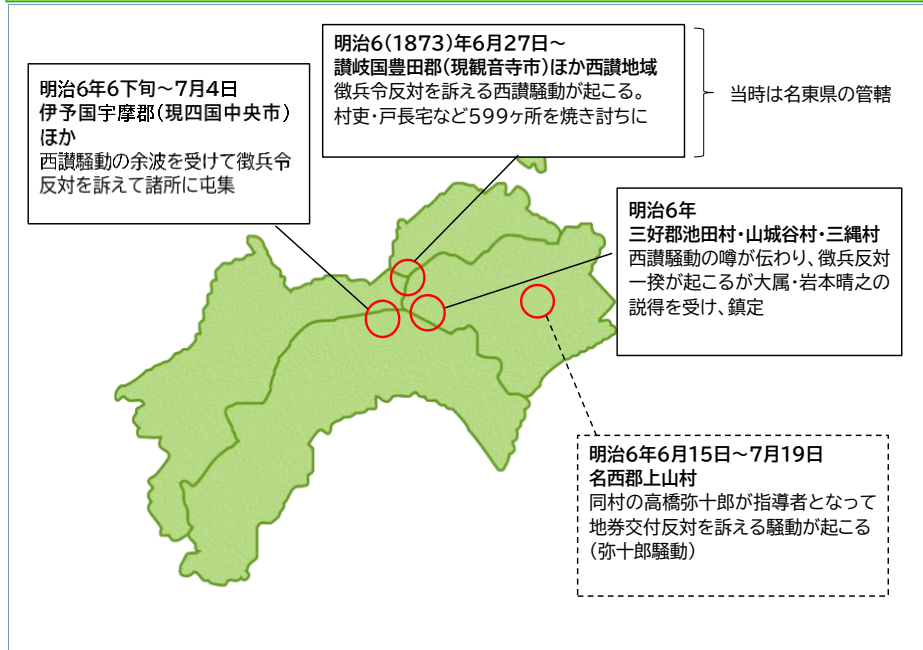
年	月	日	内容
明治6年	6月	15日	高橋弥十郎、叔父の峰本亀太郎と共に従来の慣行無視は農民にとって不都合であると県庁へ訴える
		17日	再度県庁へ。「暴言」を発し、政令批判をしたとして拘留される。帰村を許されるも納得できず
	7月	4日	上山村殿宮名(現神山町)の仏堂にて18人の村人と(1)控訴費用を募ること(2)控訴中は地券を受けないことを盟約
		9日	弥十郎出頭命令を拒否する。県庁は警邏(邏卒)を派遣し、上山村稲原名の西光寺に弥十郎を拘束する。村人40人が決起し、弥十郎奪還をめざす
		17日	弥十郎解放される ※弥十郎、檄をとばす 「吾今日諸君ノ援ニ頼リ幸ニ免カルト雖モ…諸君モ亦危シ…事此ニ至ル只裳笠ヲ着シ竹槍櫻(棕)縄ヲ携フ一策アルノミ。請フ急ニ之ヲ備ヘ捕吏ノ来ルヲ待テ蜂起シ先ツ村吏等ノ家ヲ毀チ且彼等ヲ殺ス可シ」(呉郷文庫『名東県歴史』) ※県庁に急報が届き、7名の吏員を派遣し説諭にあたる
		18日	村人300人余りが上山村江田名の妙法寺に集合する
		19日	名東県権令林茂平、各地の区長・戸長に対し説諭によって騒動の鎮定をめざすが、もし従わなければ用捨なく「砲撃」に及ぶと強い決意を示す その結果夕方鎮定 ※弥十郎と山下弥平は祖谷山山中へ逃れる
		20日	弥十郎探索の布達
		28日	高知県令岩崎長武に訴える
		29日	高知にて弥十郎と弥平を拘留
	8月	9日	高知県より弥十郎、弥平拘留の報告
		17日	高知県より押解
	10月		処分決定
	11月		西讃騒動、山城谷並びに上山騒動における功績に対し、小野寺庫雄ほか12名に慰労金を授与
大正4年			粟飯原太郎兵衛が、「神領村警察分署」の「報告探聞書」に記された弥十郎騒動は不正確であるとして、弥十郎事件の顛末書付を著す

【主要参考文献】

- ・上分上山村誌編集委員会編『上分上山村誌』、1978年
- ・神山町史編集委員会編『神山町史 下巻』、2005年
- ・『名東県歴史』(呉郷文庫)
- ・徳島県警察史編さん委員会編『徳島県警察史』、1965年

し、当時讃岐を管轄していた徳島本庁は28日、西野権参事ごんのまんとを高松に派遣し、軍隊の出兵を要請し、その結果7月4日頃には一応鎮圧している。ただし、この大規模な西讃騒動の参加者は、二万人は下らないとされ、村役人宅を始め揭示場・小学校・邏卒出張所など、政府の政策と関係する場所を攻撃し、焼打・打壊は総計

(地図1) 西讃騒動の影響



599カ所にのぼったとされる【『香川県史』5 昭和63(1988)年】。また事件後の処罰は死刑7名、懲役刑(終身刑1名を含む)52名と厳しく、贖罪などを合わせると16840名が処罰されている【明治6年管内布達第379号】。さらにこの騒動の影響は大きく、隣接する愛媛・徳島へも伝播している。徳島では三好郡の山城谷村、三縄村へと波及し、その対応に苦慮している県の様子がうかがえる【注(1)、注(2)、(地図1)西讃騒動の影響】。

このような不穏な空気が漂う少し前、名西郡上山村で明治6年6月15日高橋弥十郎が、叔父峰本亀太郎を伴って、地券の発行にともなう一連の改革は従来の慣例を無視し、農民の為には成らないため「不都合」であると「申出」ている【(史料1)『高橋彌重郎地券名浮株全控』】。しかし弥十郎の願いは届かず、暴言を発し、政令批判を行ったとして拘留されている。

帰村後、要求のかなわなかった弥十郎は、村の仲間と地券発行反対と訴訟の準備を進めるが、これに対し県は7月9日弥十郎の身柄を拘束し、彼らの動きを封じ込めようとしたため対立はますます激しさを増している。その間の動きについて『名東県史』(呉郷文庫)には、「県庁村吏ノ報ヲ得邏卒ヲ遣り弥十郎ヲ拘引セシム、党与之ヲ聞キ大ニ驚キ弥十郎ヲ奪ハント図リ---中略---将ニ暴拳ニ及ハントスルノ勢アリ、邏卒止ムヲ得ス弥十郎ヲ遣り帰シ亀太郎ニ責付ス」と暴徒化した村人と力づくで村民を抑え込もうとする県との緊迫した状況や、弥十郎の「吾今日諸君ノ援ニ頼リ幸ニ免カルト雖モ、不日補吏ノ至ルヤ必セリ、特ニ吾ノミナラズ諸君モ亦危シ」「事此ニ至ル只箆笠ヲ着シ竹槍櫻(棕)

(史料1) 『高橋彌重郎地券名浮株全控』 (77-00991)

—— 地券不都合申し立て ——

右地処上山上分高橋弥十郎扣地並同人構死絶株且又同人方、外方へ年切売地等之株々ニ而御座候処、今般地券二付不都合申出、御趣意不長二付地株主被調差上申候、以上

杉保又三郎
新居幸太郎

明治六年六月

右之通相違無御座、重々説諭ニ相及候得共、不人氣申立相用不申ニ付名面浮置ヲ以被取調被申候、以上

後略

うとする県との緊迫した状況や、弥十郎の「吾今日諸君ノ援ニ頼リ幸ニ免カルト雖モ、不日補吏ノ至ルヤ必セリ、特ニ吾ノミナラズ諸君モ亦危シ」「事此ニ至ル只箆笠ヲ着シ竹槍櫻(棕)

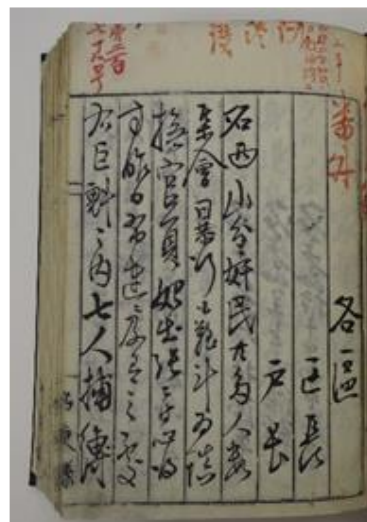
縄ヲ携フ一策アルノミ」「急ニ之ヲ備へ捕束ノ来ルヲ待テ蜂起シ、先ツ村吏等ノ家ヲ毀チ、且彼等ヲ殺ス可シ」と蜂起を呼びかける檄文を紹介している。

この村人たちの動向の急報を受けた県は17日、直ぐさま官吏7名を派遣し説得にあたり、その後も多くの官吏・邏卒・貫属士族（地方行政組織の管轄下にある士族）らを派遣し鎮圧に努めている。その結果、19日には指導者7名が逮捕され騒動は一応鎮静している【(写真1) 巨魁捕縛・沈静の件】。しかし騒動の中心人物・弥十郎と、リーダーの一人・山下弥平は脱出したため、改めて制道人（旧制度下において村の警備・取締りに携わった者）や貫属士族を活用し探索を行っている【後掲(史料2) 上山村騒動 弥十郎捕縛のため出張命令】。

一方、高知に逃れた弥十郎は、7月28日高知県令岩崎長武に訴えるが聞き入れられず拘留され、身柄は徳島県側に引き渡され、同年10月弥十郎を始め、騒動のリーダー5名は厳しく罰せられ、騒動は終結している【(表2) 弥十郎騒動の処罰】。

なお、この騒動に対し下分の庄屋・粟飯原太郎兵衛は、神領村警察分署の報告探聞書に記された、弥十郎騒動は不正確であるとし弥十郎事件の顛末書付を著している【(写真2) 弥十郎事件の顛末書付】。太郎兵衛はそのなかで、「久敷徳川政治ニナレタル旧慣ナレバ、山間簡素ノ人民共ハ政令ノ不服ナキニアラズ、弥十郎ノ云分理ナキニアラサルモ、大政ノ向フ処ヲ知ラザルハ愚ト云ノ外ナシ」と弥十郎の言動は理解出来るが、時局を顧みない「愚」な行為と叱責している。しかし、上分地方の一古老の、「私の祖父はこの時参加したかったが、弱冠14歳の少年であったので同行を望んだのに連れて行ってくれないかった」(『神山町史』)との言葉からは、村人たちの若者を思う気持ちやこの騒動にかけた熱き思いを垣間見ることが出来る。そこには、新政府の打ち出した地租改正に象徴される「御一新」は、厳しい収奪に苦しむ村人たちの救済とは決してなっていない事実をあらわしているように思われる。

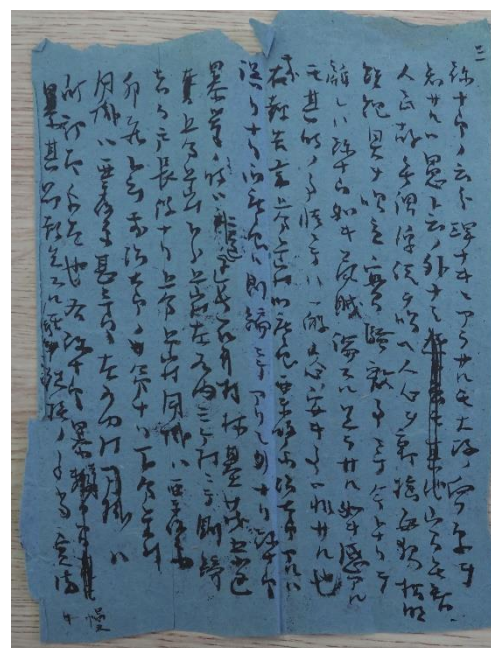
以上、明治6年に起こった弥十郎騒動について紹介したが、この騒動への対応からこの時期の社会情勢を窺い知ることが出来る。そもそもこの騒動は、政府の政策に反対し「強訴」の如く、圧力をかけ自分たちの要求を貫徹しようとする百姓一揆のようなものではなかった。政府



(写真1) 巨魁捕縛・沈静の件
(明治6年 管内布達 第278号)
(K200600280)

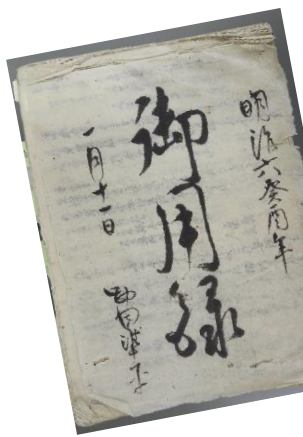
騒動参加者への処分		
高橋 弥十郎	(29歳11月)	懲役10年
峰本 亀太郎	(48歳7月)	懲役5年
井西 武蔵	(22歳4月)	懲役3年
山下 弥平	(50歳11月)	同上
下浦 政太郎	(34歳2月)	〃
外に杖罪4人、答罪14人、贖罪21人(52円)、叱責3人		

(表2) 弥十郎騒動の処罰
(明治6年管内布達第379号)

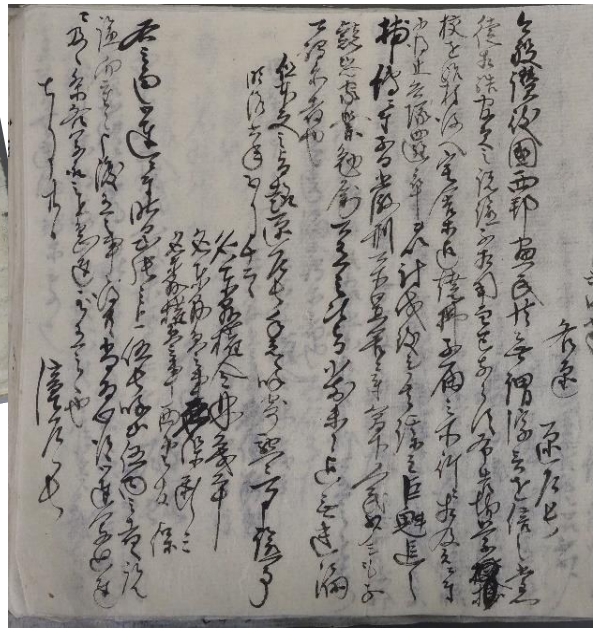


(写真2) 弥十郎事件の顛末書付
(アイハ 01827~01830)

の地券発行に関連する一連の処置は従来の農政・農民生活を破壊し、農民のためにはならないとする2度の訴えに対し、決してその事実を認めず、それどころか、「政令」を批判したとして拘束し、改心を強要し、かつ「訴訟」しようとする弥十郎を危険人物として弾圧したことから始まった騒動であった。そこには、西讃騒動とその影響を受けた山城谷村、三縄村騒動の不穏な農民の動きに苦悩し、新政府の政策を貫徹するためには一刻も早く事態を収拾したいと願う、焦りにも似た県側の危機感が強く働いていたと思われる。そのため弥十郎や村人たちの訴え、願いは無視され、解決のためには手段を選ばない柔軟性を欠いた県の対応がこの騒動をエスカレートさせたと思われる。この県側の解決策は、農民たちを懐柔する政策と捕縛し弾圧する「アメとムチ」による政策をもって進められている。「御用録」内に見られる「名西郡山分奸民共多人数集会不都合之次第ニ相聞候ニ付一昨日以来官員出張説諭ニ及候」・「固り此上飽迄も説諭ニ可及候」の記述からは、説得し穏便に事を収めることを第一と考えていることがよく分かる【(写真3) 御用録】。しかしその一方で「悔悟之道」に至らず、従わない時は「無用捨砲撃ニ相及事ニ候」と徹底的に弾圧する強い姿勢を示している。さらに捕縛のため「貫属土族ヲ募り為予備明曉方探出置事ニ候」【(写真3)】と新たに派遣することや、情報収



(写真3) 御用録
--表紙--



--権令から出された
弥十郎騒動への対応-- (カタ000118)

(史料2)
上山村騒動弥十郎捕縛
のため出張命令 (ナフ00523)

名西郡上山村下分キライ名ニテ
数十人屯集之所官員出
張説諭ニ候所一応夫々引
後十七、八人計同村上分西ノ宮
辺り立越候件巨魁タル弥十郎
と申者も同断木屋屋平辺り立越候
見込ノ旨に川田出張先より
報知有ノ候条明極早朝下制道
之者召連一宇山江出張巡回探
索之上捕縛方尽力可有之
候、尤半田平山へも二名出張申付
有之候并戸長ニ士族等同断出張申
付候「有之」条、右様御心付
可有之候、以上
片山権少属
七月廿日午後
八時認
小野寺倉雄殿

(史料3)
褒賞・西讃騒動・山城谷・上山村
弥十郎騒動に付き・写 (ナフ00563)

小野寺庫雄
津山和二郎
三宅 嘉吉
先般西讃動揺ニテ当西
揺波及之勢有之際速ニ
出張警衛向尽力致シ尚又
其後山城谷並上山頑民
嘯集之節も処々奔走
探索且捕縛等其職を竭
シ候段尤之事ニ候依之
為慰勞金貳拾五銭
□□付候事
明治六年十一月
名東県権令久保断三
右三名之外拾名連名ニテ被下
置候事、御礼之義ハ総長方東テ申上候

集・探索・捕縛のため「明極早朝下制道之者召連一字山江出張巡回探索之上捕縛方尽力可有之候」【(史料2)】と、旧制度下で警備・取締りにあつた「制道人」を活用したことは、政府の威信に従い反逆者は決して許さないとする強い姿勢を示したものと考えられる。弥十郎の獄中死は新政府の姿勢をよく現していると言えよう。またそこには問題を早急に解決しなければならぬ地方における官僚・役人たちの苦しい立場も色濃く反映しているようにも思われる。なお、騒動鎮圧後の11月名東県権令久保断三から西讃騒動や山城谷一揆、更に弥十郎騒動のおり「出張警衛」、「奔走探索且捕縛」等で活躍した小野寺庫雄を始め12名の者に慰労金が与えられている【(史料3) 褒賞・西讃騒動・山城谷・上山村弥十郎騒動に付き・写】。これは、県がこれら騒動に対し如何に神経を注いでいたか、また褒賞を得た彼らの存在が如何に大きかったかを物語っているように思われる。

以上、明治6年6月に起こった西讃騒動から弥十郎騒動の至る一連の動きは、新政府が進める「御一新」が、農民にとって如何なるものであったのかを証明する重要な手掛かりに成ると思われる。

注(1) (『山城谷村史』昭和35年)

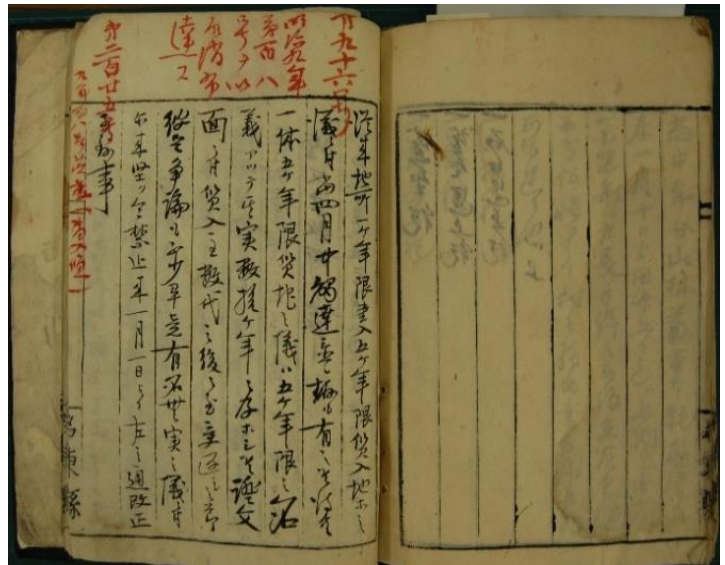
『山城谷村史』には、「西讃地方の暴動の状況は、直ちに本村に伝わり更に隣村三縄村へも、知れ渡り人心沸騰し、この機会に徴兵令撤廃方を強訴しようと、三々五々ひそかに相集って実力行使の謀議が進められた」と村内の動きを紹介している。また対応に当たった大属・岩本晴之の「願意あらば、温和な方法で願い出よ、決して不利益にはならないよう、精々尽力するであろう」との考えや「官においても、情状を酌料して---騒擾罪を以て論せず---くれぐれも説諭を加え釈放した。」との懐柔的取り扱いを紹介しているが、リーダーに対する処罰は決して情状酌量的なものではなかった。

注(2) (『池田町史』上巻 昭和58年)

「西讃騒動と池田の徴兵反対事件」の中で「西讃の騒動を伝へ聞いて人心沸騰し徴兵令の撤廃を強訴するは此機会を逸すべからずとなし、主謀者は鐘を撞き非常を報じ町村民は忽ち隣り相誘ひ用意の銃竹槍鎌等思ひ思ひに得物を携へ馳せ集る。特に山城、三縄地方尤も甚しく騒動容易ならざり」と当時の不穏なる地域の状況を紹介している。

地所有者の確定のため、江戸時代以来続いていた田畠売買の慣習によって二重となっていた土地保有の状態を一つにまとめることが必要となった。明治5年11月に布達には

「五ヶ年限質地之儀ハ五ヶ年限之名義アツテ其实数拾ヶ年ニ及ホシ候証文面ニ付、質入主数代之後ニ至受返シ之節、彼是争論も不少、畢竟有名無実之儀ニ付、尔来堅ク禁止」と、これまでのような無期限の質入れを禁止し、今後は質入年限を明確に定めるなど、土地の書入・質入の証文を書き換えることを命じた。質入年限は金主・借主双方で決めるとしたが、その年限は5年以内とし、更に期限内に返済できなかつた場合は金主に質入れ地を渡すか質入れの証文を書き改めるよう定めている。県報以外



地所質入書入改正の布達（「明治4・5管内布達」より）

でも、各家に残る「御用留」に地券発行に関係する布達などがいくつか見られる。美馬郡端山（現つるぎ町）の武田家に残る「御触控」に収められた明治5年10月の地券係からの通

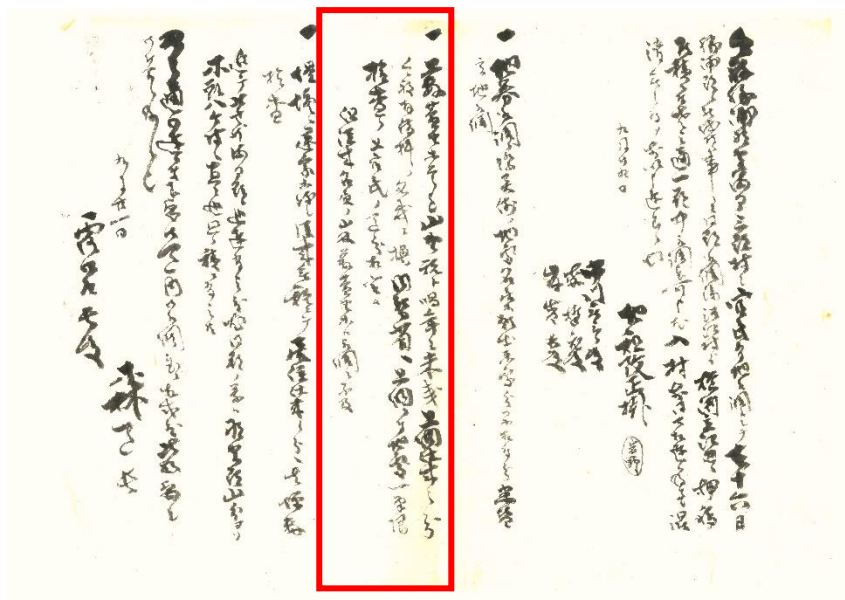
一、是迄壹ヶ年限五ヶ年限之義ハ有名無実ニ而際限無之ニ付兼而布告ニ及候

地券係からの通達（武田家文書「御触控」より）

達には、質入れの名目に「壹ヶ年限五ヶ年限」とあるが、実際の期限は「有名無実」で「際限無之」と無期限の質入れ状態となっていることを指摘し、これを解消するための通達が数度にわたりなされている。質入年限は、翌年の太政官布告では3年と定められ、借りる側には更に厳しい状況となっていたのではないだろうか。

入会地についても同様に所有についての取り決めがなされている。江戸時代より炭薪などを得るために使われていた入会地は、地券発行当初は1村もしくは数カ村所有の「公有地」と区分されていた。しかし、明治7(1874)年に地所名称区別が改正され「公有地」の称が廃止されたことによって、明らかな確証があれば「民有地」とするが確証のない土地は「官有地」に編入するとされた。露口家文書には、山林などの官民有区分の調査実施を示す史料が残されている。これは勝浦・

那賀・海部3郡村々での官民有地取調の実施について地租改正係から出された通達の写しである。追加で書かれた2項目に山野税(山林税や萱野などに課せられた税と考えられる)などを支払って使用していた土地については、今後は官有地として拝借料を内務省に収めるようになるので、土地ごとに官有地か民有地かを



官民有地調査の達し(露口家文書「今般勝浦中海部郡三郡」)

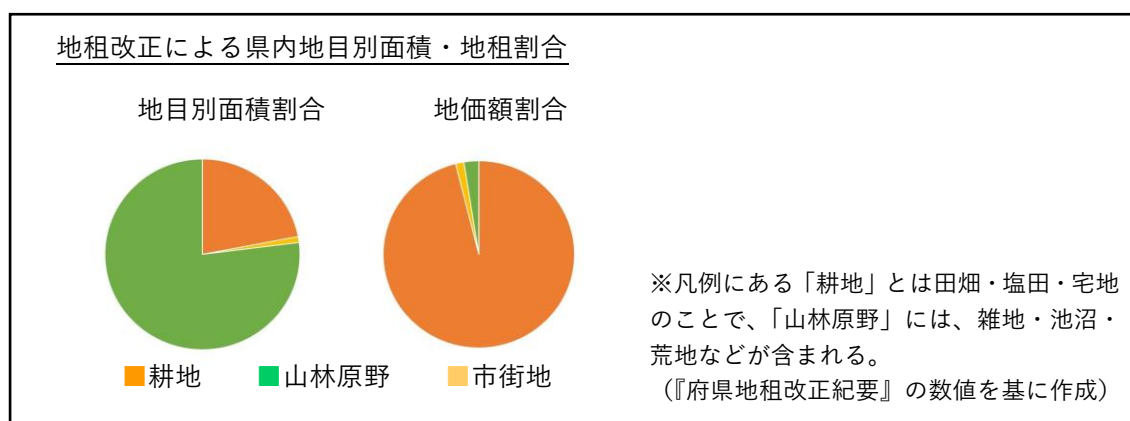
取り調べるとあり、これまで入会利用していた土地のうち、税を納めて使用していた土地は官有地として編入されていくこととなった。ただし、官民有区分については府県で差があり、多くの山林が官有林に編入された府県もあるが、徳島県では明治初期に藩有林の多くが民間に払い下げられたため、地租改正作業の実施段階で官有林は多くはなかったとされている。

このようにして土地の所有者を確定し地券が発行され地租改正作業進められていくのだが、多くの府県において作業は思うようにははかどっておらず、政府は事業推進のため明治8(1875)年に地租改正事務局を設置する。徳島県もこれを受け、同年県庁内に地租改正係を設置した。また「地租改正ニ付人民心得書」など作業の手引書を作成・公布し、地租改正作業を本格化させていく。「人民心得書」とは、府県ごとに地域の状況に合わせた内容を加えて作成したもので、徳島県が公布した手引書には塩田の地価算定方法が付け加えられている。

地租改正の実地作業の手順は、まず土地を測量し、土地の等級を決め地価を算定する。土地の等級数によって地価が定まり地租額が決まるため、等級が土地所有者の負担を左右したといえる。明治8年に制定された地租改正条例細目では、政府から各府県に割り当てられた地租額を基に、各府県が村ごとに地価額割当てを決めていくようになった。地租改正事務局設置以降、作業が進むに従い、地価の算定などで時として強引なやり方に対して人々の間には不満が生まれ、それが一揆という形で爆発した。明治9(1876)年に三重県を中心に起きた地租改正反対一揆は、地租率を3%から2.5%に引き下げる要因ともなった。

そういった動きもあったが、全国の地租改正作業はこれ以降着実に進められていく。県内でも同様で、県報を見ると地租改正に関する細々とした通達や、個々の地券の書き換えや紛失の対応などについての指示が数多く見られるようになってくる。明治11(1878)年には事

務作業を分散させるため、県庁（当時は高知県徳島支庁）に設置した地租改正係の他にも出張所を設けた。この頃作業が最終段階に入り慌ただしくなってきたためか、「地租改正整理の都合により地券の書き換えを当分見合わせる」との通達も出されている。翌年、市街地・耕地などの作業が完了し、引き続き山林原野雑地などの作業に取り掛かる。明治14（1881）年山林原野の作業も完了し、耕地・市街地・山林原野とも新しい税制に移行した。地租改正作業は全国的にもこの年にほぼ完了したとして、役割を終えた地租改正事務局は廃止された。翌年刊行された『府県地租改正紀要』（大蔵省／編）によると、徳島県内の地租改正により総反別は238,090町歩余、地価2,435万7,770円余で、地租額は73万733円余となった。県内の地目別面積と地価額の割合をグラフで見ると、地目別では山林原野の割合が多く占めるが、山林原野の地価そのものが低かったため耕地に対する地租額がほとんどを占めていることがわかる。



この後、明治17（1884）年に地租条例が制定されると、地租改正の基本法令となっていた地租改正条例は廃止された。条例廃止により地租率を順次100分の1までの引き下げることや地価の5年据え置きは取り消された。このことは地租を納付する多くの自作農を非常に厳しい状況に追い込み、この頃の国内の経済状態ともあいまって土地を手放し小作農となる農民を多く生み出した。一方で経済力のある富裕層へ土地の集積が進んでいき、徳島県はもとより全国にも同様の傾向が広がっていくこととなった。

■第66回企画展「地券と土地台帳－地租改正150年－」より〈4〉

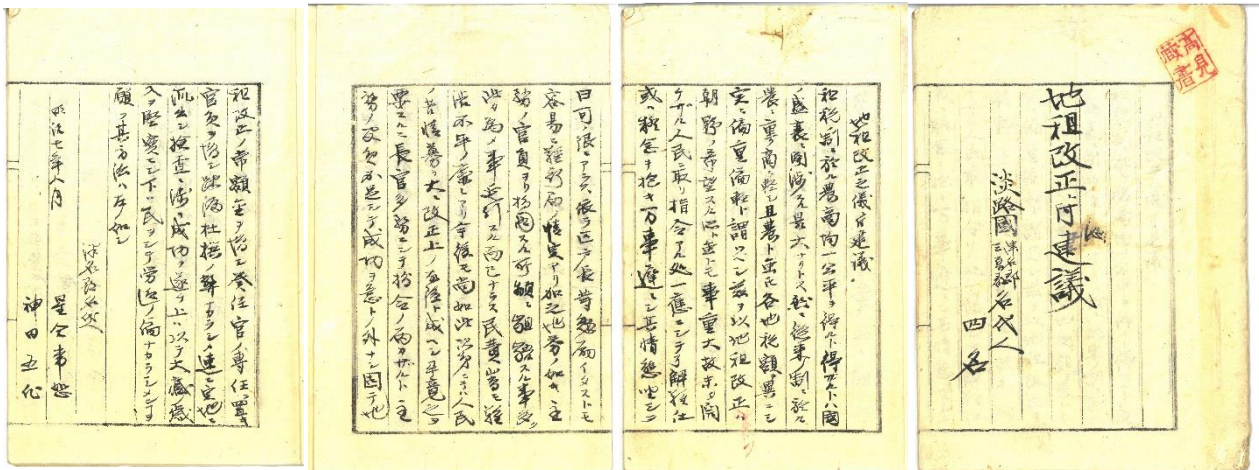
地租改正の史料から2

金原祐樹

文書館では、令和5年度夏の企画展として『地券と土地台帳－地租改正150年－』展を開催しました。「地租改正」は、財政上危機的な状況にあった明治政府にとって必須の税制改革であるとともに、これこそ、封建制度である江戸幕府から、日本全国一律に行う中央集権国家となった明治政府だから為し得た改革であったと言えるでしょう。

とはいえ、年貢に変わる税制として土地を持つ全国民が深く関わることから、実務として行われる際には多くの問題点が沸き上がり、地域の実情に合わせた多くの建議書や、方法を詳しく解説した心得書(マニュアル)等が作成されました。

明治政府は明治6(1873)年7月に「地租改正法」を公布し、同時にその方法について書かれた「地租改正施行規則」、地租改正を進める官吏のマニュアルである「地方官心得書」とともに「地租改正条例」として全国に向けて通達しました。しかし、こうした一方的な国からの下達と、地券の発行を含めた新しい事務作業によって地方の現場は混乱していました。その中で、明治7年8月、淡路島の地方官たちが作成した建議書が残されています。ここでは、「地租改正ニ付建議」と表題のある現場からの声である史料を紹介します。



地租改正之儀ニ付建議

租税ノ制ニ於ル農商均一公平ヲ得ルト得サルトハ、國ノ盛衰ニ関涉スル最大ナリトス、然ニ從來ノ制ニ於ル農ニ重ク商ニ輕シ、且、農ト雖トモ各地稅額ヲ異ニシ實ニ偏重偏輕ト謂ウヘシ、茲ヲ以地租改正ハ朝野ノ希望スル所ト雖トモ、事重大故未タ開ケザル人民ニ取リ指令アル処、一応ニシテ了解難仕、或ハ疑念ヲ抱キ万事遲ニシ、其情態坐シテ曰可ノ限ニアラス、依テ区戸長等勉勵イタストモ容易ニ難行届ノ情実アリ、加之地券ノ如キ主務ノ官員ヨリ指図スル所頗ニ齟齬スル事多ク、此力為メ事延引スル而已ナラス、民費高ミ難洪不平ノ廉ニアリ、今後モ尚如此次第二テハ人民ノ苦情募リ、大ニ改正上ノ故障ト成ヘシ、畢竟之ヲ要スルニ長官多務ニシテ指令ノ届カザルト、主務ノ官員不足シテ成功ヲ急トノ外ナシ、固テ地租改正ノ常額金ヲ増シ、奏任官ノ專任ヲ置キ官員ヲ増シ、疎漏杜撰ノ弊ナカラシメ、速ニ實地ニ派出シ検査ニ涉リ成功ヲ遂ク上ハ、以テ大蔵ノ歳入ヲ堅実ニシ、下ハ民ヲシテ勞逸ノ偏ナカラシメンコトヲ願フ、其方法ハ左ノ如シ

明治七年八月 津名郡名代人 星合常徳 神田五作

建議書の前文には、この建議を行う前提が書かれているので、読み解いてみます。

「人々から均一公平に租税を取ること为目标とした地租改正こそ、国の盛衰に直接関わる最大の懸案です。その上で従来の制度は農には重く、商には軽くなっています。さらに農にかかる税額も地域ごとにバラバラとなっており、地租改正は全国で求められているとしています。しかし、このように余りにも重大なことについて十分理解していない一般庶民へ指令が下されたため、了解しがたく、或いは疑念を抱くものもあるため、総て遅れてなかなか進んでいません。そのため、区戸長（地方の役人）達を促しても簡単には行き届かない状況にあります。これに加えて地券の発行作業については指導上の誤りも多く、これによって作業が遅れるだけでなく費用も嵩むため不平も出ています。今後もこのような状況が続けば、人々の反感を買うことになり地租改正を進められなくなるでしょう。これらのことは要するに、長官が忙しすぎて正確な指令が出し切れていないこと、専門の職員が不足しているのに仕事を急いで進めようとするところにあります。そのため、地租改正を進める予算を増やし、専門職員を増やして杜撰な仕事を減らし、速やかに実地に出て検査を行い成功に導くことができれば、大蔵省の歳入は堅実なものとなり、庶民は公平感を得ることができます。その方法はこれから書くとおりです。」と書かれています。

その上で地租改正を正しく進めるための方法は、地価を正しく求めることにあるとして、小作証文を作成する際の地価算出を参考にすれば多くの人が納得しやすいとしています。その計算方法は、生産高から水利費（用水の溜め池などの維持にかかる費用）や水旱風虫損（自然災害による被害に相当する額）を引いたものを所得米とし、それを元に地価を計算すれば良いとしています。また畑地は、小作米に準じて換算し、田と同じ耕作地とします。このように単純な基準により地価を簡単に求める方法を明らかにすることによって、地租改正事務を簡素化して効率を上げようとしたのです。

これらの建議書を上げた4人は、淡路島の2つの郡である北部津名郡の2人と南部三原郡の2人の名代と記していますが、当時の淡路島を代表する実力者でした。津名郡の名代星合常恕は、洲本築地町（現洲本市）出身で、明治3（1870）年庚午事変の時徳島藩の権大参事であり、責任者の1人として謹慎処分を受けますが、処分解除後事変の事後処理に当たり、翌4年には大蔵省に出仕して海外視察団に参加して欧米視察をしています。帰国後は高知県に赴任し、翌年には職を辞して淡路へ帰り、その際にこの建議に参加しました。明治7年には再び名東県に出仕し、残念ながら明治8年に急逝しています。同じく神田五作は、机南村（現淡路市）庄屋神田家当主で、神田原の開墾に力を注いだ地主です。三原郡の名代賀集寅次郎は、珉平焼で知られた賀集一族の人物で、福井村（現南あわじ市）出身、明治5年からは名東県12大区（津名郡）長、明治8年には11大区（三原郡）長を兼ね、明治12（1879）年には三原郡長となり、その後兵庫県収税長、福良町長を歴任しています。同じく久保田信平は、国学者で教育者でしたが、名東県に出仕し明治5年には名東県第11大区（三原郡）長、その後洲本支庁長などを勤め明治9年12月に亡くなっています。

ところで、この史料は、麻植郡東川田村（現吉野川市）の高見文三郎が明治9年3月に筆写したと書かれています。高見家にはひととおり地租改正に関する史料が揃っていますが、地租改正作業を進めていく上で簡便でわかりやすいこの文書を、実地に役立つ資料として写し置いたものと思われます。

令和6(2024)年度 展示・行事案内

第70回企画展 お役人様がやってきました！

令和6年10月29日(火)～7年1月26日(日)
幕府の巡検使や大阪町奉行所与力、伊能忠敬や英国公使のパークスなど、様々な立場の役人が阿波国内にやってきました。その対応に追われた村々の様子を中心にご紹介します。

第71回企画展 花ひらく阿波の興行

令和7年1月28日(火)～4月20日(日)
庶民の娯楽であった相撲や芝居、阿波人形浄瑠璃などは、街角や村々での興行で大いににぎわっていました。阿波で行われた興行をさまざまな歴史資料を通して紹介していきます。

歴史講演会

「文書館所蔵資料を利用した歴史研究について」

- 東京都江戸東京博物館 小酒井大悟氏
- 令和6年10月5日(土)13:30～15:30
- 徳島県立図書館3階 集会室1

●●古文書補修ボランティア講座●●

- ◎毎月第1・第3水曜日 10:00～15:00
- ◎文書館2階 講座室
- ◎将来、県立文書館でボランティア活動を希望する方を対象に、古文書の修復などの実習を実施

◇文書館の利用案内◇

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機または備え付けの目録で資料を検索し、閲覧表に必要事項を記入して受付に提出してください。
- 端末機の使用方法や、文書館の所蔵資料等に質問がある場合は、受付にお尋ねください。
- 閲覧室の書架に配置された図書・行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の一般への館外貸し出しは行っていません。

開館時間

- 午前9時30分～午後5時

休館日

- 毎週月曜日(祝日の場合翌日)
- 毎月第3木曜日
- 年末年始
- ※資料整理や燻蒸のため
必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇自家用車

文化の森総合公園内無料駐車場(一般車両:425台、身障者専用:13台、大型バス:8台)

◇JR徳島駅から

徳島市営バス 文化の森行き直通バス利用 文化の森バス停下車徒歩約3分
徳島市営バス・徳島バス利用 園瀬橋バス停下車徒歩約10分

◇JR文化の森駅から

徒歩約35分(2km程度)



文書館だより-D 第44号

編集兼発行 徳島県立文書館 令和6年9月12日発行
〒770-8070 徳島市八万町向寺山
TEL ▶ 088-668-3700/FAX ▶ 088-668-7199
代表メール▶ archive@bunmori.tokushima.jp